

オンラインで利用申請をされた皆様へ

(地域型保育事業等の優先入所を申請した方)

利用申請後の手続きの流れ等についてお知らせします。

1. 利用調整の結果について

利用調整の結果(「施設・事業利用調整結果通知書」)については、令和8年11月2日(月)以降に区役所こども家庭支援課から連絡する予定です。

(マイナポータルやメールではなく、郵送でのご連絡となります。)

●複数の保育所等で利用が可能になった場合には、希望順位が高い保育所等に利用内定となり、以降利用調整は行われません。

●連携施設への進級が決まった後の辞退は、原則、認められません。

内定を辞退した場合でも、4月利用申請(一次・二次)の対象とはならず、5月利用申請からの対象となります。ただし、次の場合には、例外的に申請できます。

※例外的に申請できる場合

転居した場合：内定を辞退した上で、年度途中申請または4月申請(二次のみ)ができます。

きょうだいを同園に揃えたい場合：内定を保持したままで、4月申請(二次のみ)ができます。

2. 申請の取り下げについて

利用申請を取り下げる場合は、速やかに在園中の施設が所在する区の区役所こども家庭支援課へ電話でご連絡の上、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」をオンライン又は郵送・窓口で提出してください。(オンラインでの提出は、9で案内しているウェブサイトからご提出ください。なお、必ず事前に在園中の施設が所在する区の区役所こども家庭支援課に電話でご連絡ください。)

※郵送、窓口で提出する場合は 9. 横浜市ウェブサイト からダウンロードできます。

3. 申請内容に不備・不足等があった場合

申請内容や提出書類に不備等があった場合には、メール・郵送・お電話などでご連絡します(申請方法や不備の内容などによってご連絡方法が異なる場合があります)。

確認漏れがないよう、定期的に受信メールや郵送物等のご確認をお願いします。

4. 希望園などの申請内容を変更したい、追加書類を提出したい場合

- ・以下のウェブサイト（マイナポータル）からオンラインで提出できます。
- ・希望園の追加などの申請内容の変更は「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」に記載のある項目に限り、オンラインで提出できます。
- ・希望園の変更や追加書類は、**申請締切日10月16日(金)までに**提出してください。
- ・提出書類（「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」などの必要書類）を作成し、PDF ファイル等にデータ化した上で、アップロードしてください。（様式は [9. 横浜市ウェブサイト](#) からダウンロードできます。）

※ご注意ください

「きょうだい同時利用申請の意向」の変更は、間違いやすい項目のため、ご不安な場合は、あらかじめ在園中の施設が所在する区の区役所こども家庭支援課に相談されることをお勧めします。

5. 申請後、世帯の状況に変更があった場合

必ず在園中の施設が所在する区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。

<届出例>

状 況	提 出 書 類
世帯構成や状況に変化があった (離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任、障害者手帳等の交付等)	認定変更申請書
転職・就職・就労状況が変わった (勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった 仕事を始めた、仕事が変わった など)	認定変更申請書 及び 就労証明書(夜勤証明書)
仕事をやめた(求職中になった)	認定変更申請書
横浜市内で転居した	認定変更申請書
妊娠した(出産事由に変更したい場合)/産前産後休業に入る	認定変更申請書 及び 母子健康手帳の写し

※…原則、3で示している内容以外はオンラインで提出できません。提出方法は在園中の施設が所在する区の区役所こども家庭支援課にお問合せください。

6. 入園説明会について

利用内定後、それぞれの保育所等で入園説明会が開かれます。詳しい日程は、「施設・事業利用調整結果通知書」に同封または利用する保育所等から直接ご連絡する予定です。必ず出席していただきますようお願いします。

7. 保育所の保育時間について

利用案内等に記載されている保育時間は現時点のもので、今後変更される場合があります。また、保育所等に内定した場合、お子さんが保育所等に慣れるまでの一定期間は通常よりも短い保育時間（慣らし保育）となります。

一次のページも確認してくださいー

8. お問い合わせ先

各区役所こども家庭支援課（市外局番:045）

区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
鶴見区	510-1816	神奈川区	411-7157	西区	320-8472
中区	224-8172	南区	341-1149	港南区	847-8498
保土ヶ谷区	334-6397	旭区	954-6173	磯子区	750-2435
金沢区	788-7795	港北区	540-2280	緑区	930-2331
青葉区	978-2428	都筑区	948-2463	泉区	800-2413
栄区	894-8463	戸塚区	866-8467	瀬谷区	367-5782

9. 横浜市ウェブサイト

【地域型保育事業・認可乳児保育所の卒園児に向けた保育所等利用の優先入所】のページはこちらからご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/hoikuriyou/online-yusen-r9.html>

